

崇城大学総合情報センター利用細則

(細則の目的)

第 1 条 この細則は、崇城大学総合情報センター規則第 9 条に基づき、本学に設置された総合情報センター（以下「センター」という。）の利用方法を明確にするために定める。

(細則の運用)

第 2 条 センターは、具体的な利用方法や諸手続きを定めるために利用要綱を作成し、この細則を運用する。

(利用資格)

第 3 条 センターの利用資格を有する者は、次の通りとする。

- (1) 本学の教員及び職員
- (2) 本学の非常勤職員であってセンター長が認めた者
- (3) 学外共同研究者であってセンター長が認めた者
- (4) 本学の学生
- (5) 本学の研究員及び研究生
- (6) その他特別にセンター長が認めた者

(利用のための登録)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、利用のための登録をしなければならない。利用者は、登録した目的以外にセンターを利用してはならない。

(利用の制限)

第 5 条 センターは利用者に対して、使用できるシステム資源を制限することができる。この制限を超えて利用する場合は、所定の手続きを経てセンター長の許可を得なければならない。

(ソフトウェア・データの保護)

第 6 条 利用者はセンター及び他の利用者のソフトウェア・データの保護に留意し、その保全に反する行為をしてはならない。
また、利用者のソフトウェア・データの保護は自己の責任に帰せられるものとする。

(ソフトウェアの扱い)

第 7 条 センターの管理下にあるソフトウェアの持ち出しに際しては、センター長の許可をもとめなければならない。また、センターと利用者は協議の上センター外部のソフトウェアをセンターの管理下に置くことができる。

(端局・端末装置等の接続)

第 8 条 利用者が自己の負担で端局・端末装置等を設置しセンターシステムに接続する場合は、あらかじめ所定の手続きを経てセンター長の許可を得なければならない。

(利用の停止)

第 9 条 センター規則及びこの細則に違反する行為があった利用者に対して、センター長はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第 10 条 センターは利用者に対して、センターの利用に係る経費の負担を求めることができる。負担の具体的な内容については、別に定める。

(報告書の提出)

第 11 条 センターは利用者に対して、当該利用に係る報告書の提出を求めることができる。

附 則

1. この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。